

教員免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状
(修士課程修了程度)

一種免許状
(大学卒業程度)

二種免許状
(短大卒業程度)

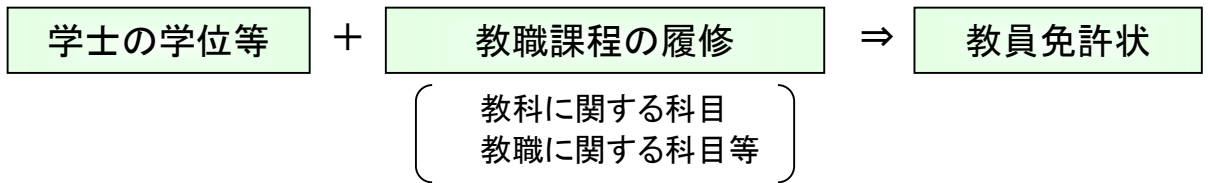
○ 授与権者
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- } 授与を受けた
都道府県内

3. 免許状の授与

① 「大学における養成」が基本。



② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H28年度届出件数： 20, 771件

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H28年度許可件数： 10, 951件

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

② 専科担任制度

H28. 4. 1～H29. 3. 31の合計件数：

中学校免許状による小学校専科担任数 5, 783件

高等学校免許状による小学校専科担任数 204件

高等学校免許状による中学校専科担任数 32件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例：中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例：高等学校の情報の教員が、中学校の技術の授業を行う)

① 普通免許状

H28年度授与件数： 211, 327件

(内訳) 専修免許状： 13, 258件

一種免許状：150, 759件

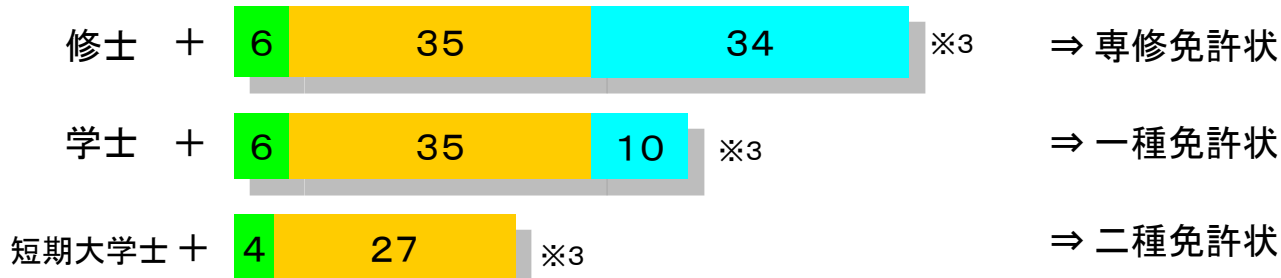
二種免許状： 47, 310件

大学で修得する 所要単位

(単位)

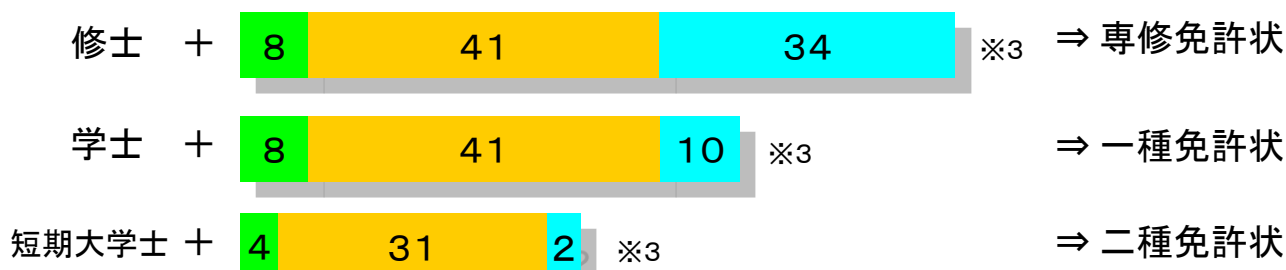
	専修免許状 (修士)	一種免許状 (学士)	二種免許状 (短期大学士)
幼稚園教諭	83	59	39
小学校教諭	91	67	45
中学校教諭	91	67	43
高等学校教諭	91	67	—

幼稚園の場合の修得単位



小学校の場合の修得単位

■ 教科に関する科目(※1)
 ■ 教職に関する科目(※2)
 ■ 教科又は教職に関する科目



中学校の場合の修得単位

修士 +	20	31	32	※3	⇒ 専修免許状
学士 +	20	31	8	※3	⇒ 一種免許状
短期大学士 +	10	21	4	※3	⇒ 二種免許状

高等学校の場合の修得単位

修士 +	20	23	40	※3	⇒ 専修免許状
学士 +	20	23	16	※3	⇒ 一種免許状

- ※1 幼稚園は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育のうち1以上の科目。
小学校は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、課程、体育のうち1以上の科目。
中学校、高等学校については取得する免許教科ごと(国語(国語学、国文学等)、数学(代数学、幾何学等)、理科(物理学、化学等)等)
- ※2 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程及び指導法に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習、教職実践演習
- ※3 この他に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作(各2単位)の修得が必要。また、小・中の場合介護等体験が必要。

② 特別免許状

H28年度授与件数: 186件 (平成元~H28年度総授与件数: 1, 101件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

- 授与要件: ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
: ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

③ 臨時免許状

H28年度授与件数: 8, 405件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

- 授与要件: 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

教科別の教員免許状授与件数

○中学校

(平成28年度)

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国 語	宗教	その 他	計
普通 免 許 状	専修	548	713	703	986	482	262	490	20	66	77	513	27	0	4,887
	1種	5,274	7,434	4,511	4,561	2,704	1,679	8,630	509	437	1,295	6,011	83	2	43,130
	2種	406	215	148	72	140	105	196	11	55	171	507	9	25	2,060
	小計	6,228	8,362	5,362	5,619	3,326	2,046	9,316	540	558	1,543	7,031	119	27	50,077
特別免許状		0	1	1	3	1	1	0	0	0	0	41	1	0	49
臨時免許状		144	131	255	220	42	137	113	18	330	283	241	13	1	1,928
計		6,372	8,494	5,618	5,842	3,369	2,184	9,429	558	888	1,826	7,313	133	28	52,054

※その他には、「職業・職業実習・職業指導」を計上

○高等学校

(平成28年度)

		国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健	看護	家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国 語	宗教	その 他	計
普通 免 許 状	専修	593	604	452	789	1,339	499	256	38	34	513	22	4	78	76	33	246	25	10	3	544	29	0	6,187
	1種	5,508	5,941	6,498	4,998	6,062	2,824	1,800	407	641	9,131	526	102	1,314	1,388	420	1,498	636	52	250	6,301	97	85	56,479
	小計	6,101	6,545	6,950	5,787	7,401	3,323	2,056	445	675	9,644	548	106	1,392	1,464	453	1,744	661	62	253	6,845	126	85	62,666
特別免許状		1	1	2	1	15	1	1	0	0	1	0	39	2	0	0	11	0	1	2	46	0	2	126
臨時免許状		95	83	113	117	87	90	80	9	65	66	24	269	238	255	43	179	66	36	88	337	19	49	2,408
計		6,197	6,629	7,065	5,905	7,503	3,414	2,137	454	740	9,711	572	414	1,632	1,719	496	1,934	727	99	343	7,228	145	136	65,200

※その他には、「商船・職業指導・看護実習・家庭実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習」を計上

免許外教科担任の許可に関する文部科学省のこれまでの対応

○文書による通知等

①平成6年9月29日付け文教教145号「行政手続法の施行及びこれに伴う教育職員免許法の一部改正について(通知)」

免許外教科担任の許可については、教育職員免許法施行規則附則第13項の規定により申請書に記載することとされている事項（免許外教科担任の事由、免許外教科担任を行う教諭の履歴、当該学校の学級編成及び免許教科別教員数等）を十分に考慮するとともに、いわゆる教員の持ち時間数の調整のために免許外教科担任が行われることのないよう、各都道府県教育委員会において、具体的な基準を定めることが適当である。

②平成14年10月25日付け14初教職第19号「免許外教科担任に係る事務の適正な処理について(通知)」

各都道府県教育委員会において、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を適切に定め、申請・許可の手続き及び運用を適正に行うこと。その際、単に教員の持ち時間数の調整のための免許外教科担任が行われることがないよう、また、保有している免許状の教科を担当することなく免許外教科担任が行われることがないよう、留意すること。

③平成15年10月17日付け15初教職第11号「初任者研修の適正な実施について(通知)」

初任者に免許外の教科を担当させる必要がないのに、免許外の教科を担当させることのないよう配慮すること。

④平成25年度以降毎年「教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について(通知)」

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

⑤平成27年度以降毎年「教員採用等の改善に係る取組について(通知)」

免許外教科担任については、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっている趣旨に鑑み、安易な臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行わないようお願いします。

○説明会等における依頼

免許外教科担任許可の実態について（教育委員会への調査から）

1. 許可の理由

・当該教科の担当教員がない場合の許可の理由

- ①定数内では全教科の免許を持った教員を配置できないため:85%
- ②免許保有者が病気休暇や育児休業中であるため:64%

・当該教科の担当教員がいる場合の許可の理由

- ①教員間の持ち時間数の平準化:15%
- ②校務分掌も含めた勤務時間の平準化:32%
- ③少人数指導・TTを行うため:40%
- ④特別支援教育や外国人児童生徒への指導のため:45%
- ⑤その他(特定分野の指導のため 等)

2. 免許外教科担任の解消に向けた取組等

・教育委員会の取組

- ①免許外教科担任の許可基準の厳格化:17%
- ②免許外教科担任の許可を減らすための学校に対する指導:57%
- ③非常勤講師、退職者等の採用による人材活用:83%
- ④採用時における複数免許状所持者の優遇、現職教員による複数免許状取得の促進:45%
- ⑤人事異動、配置等の配慮:77%
- ⑥校務分掌、時間割等の配慮:30%
- ⑦当該免許を保有する教員の複数校併任:45%
- ⑧希少免許教科を保有する教員の計画的な採用:40%

・その他の具体的な取組(個別意見の件数)

- ①非常勤講師の活用:28 ②指導・周知:23 ③計画的な配置:14 ④兼務発令:14
- ⑤教員採用試験での加点:12 ⑥認定講習等の周知:4 ⑦大学への働きかけ(養成):2 ⑧再任用の活用:1

・国への要望(個別意見の件数)

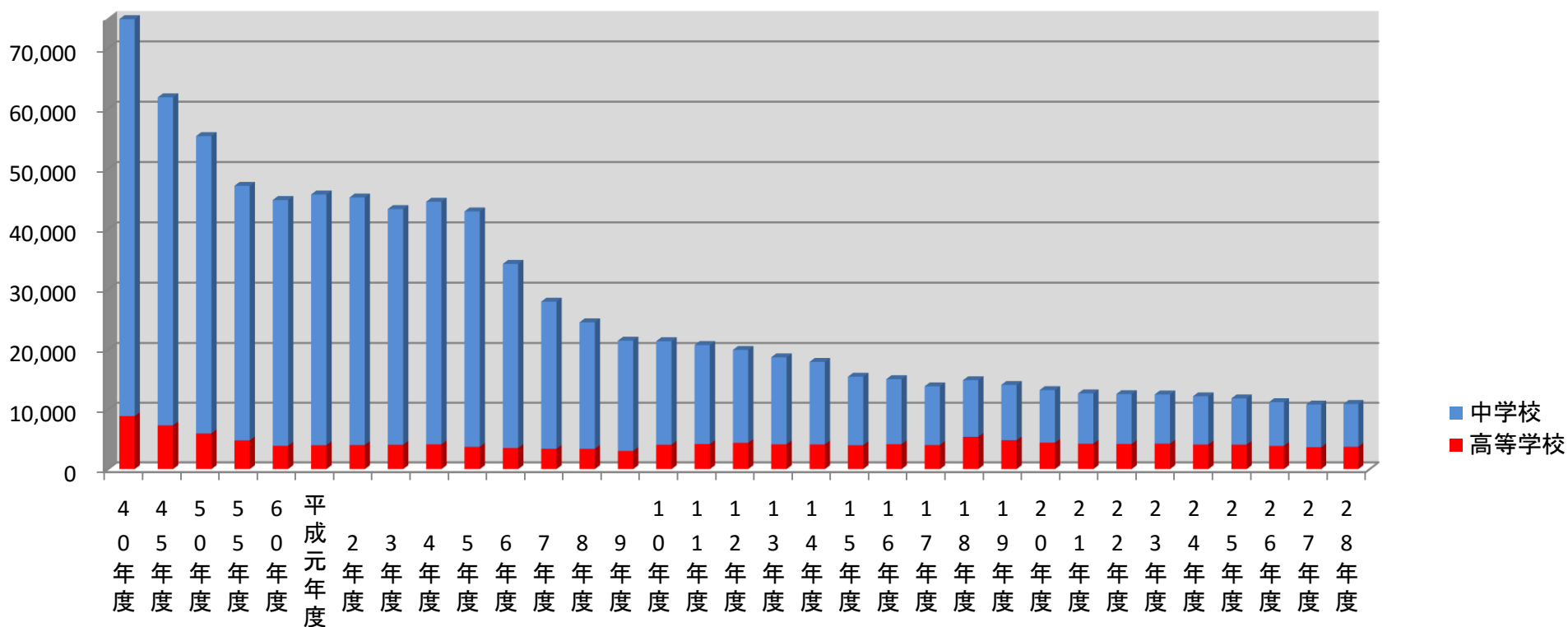
- ①定数増:16 ②大学での複数免許取得:10 ③現職教員の複数免許取得支援:6 ④文書による通知
- ⑤希少免許の教員資格認定試験の実施 ⑥特別支援教育への対応

免許外教科担任の許可件数（推移）

区分	昭和40年度	45年度	50年度	55年度	60年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中学校	65,919	54,528	49,451	42,378	40,927	41,751	41,212	39,263	40,407	39,217	30,713	24,593	21,164	18,471	17,345	16,602	15,586	14,604	13,868	11,506	10,933	9,849	9,512	9,290	8,829	8,466	8,377	8,269	8,112	7,769	7,346	7,171	7,190
高等学校	8,913	7,346	5,999	4,827	3,924	4,014	4,058	4,094	4,163	3,745	3,549	3,415	3,410	3,061	4,103	4,210	4,415	4,174	4,156	4,024	4,179	4,059	5,432	4,859	4,450	4,261	4,229	4,282	4,129	4,114	3,906	3,680	3,760
合計	74,832	61,874	55,450	47,205	44,851	45,765	45,270	43,357	44,570	42,962	34,262	28,008	24,574	21,532	21,448	20,812	20,001	18,778	18,024	15,530	15,112	13,908	14,944	14,149	13,279	12,727	12,606	12,551	12,241	11,883	11,252	10,851	10,950

※昭和45年度から平成9年度までの許可件数については、公立学校のみ件数。

免許外教科担任の許可件数



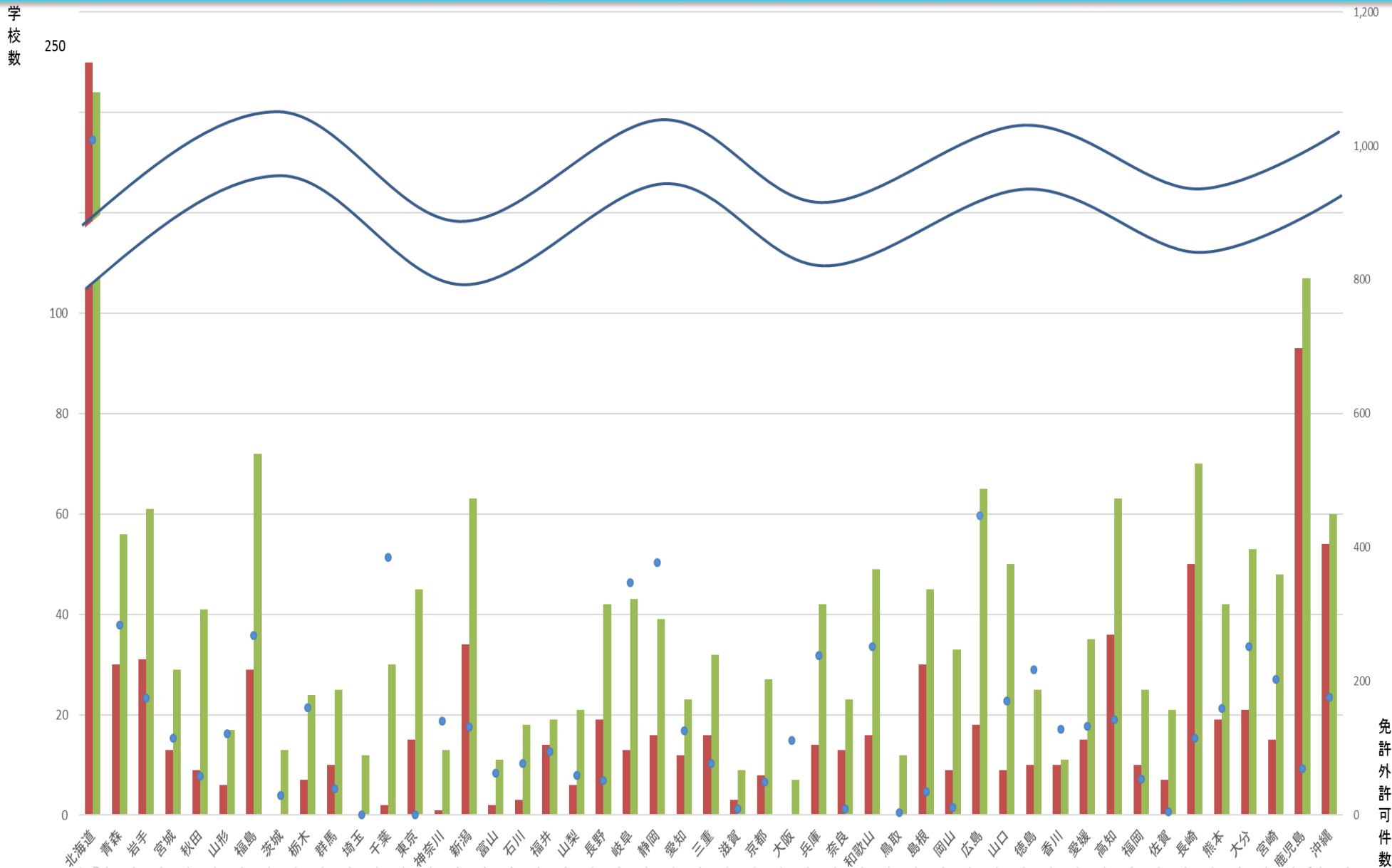
免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

都道府県名	中学校			高等学校			合計			対前年度増減	
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	増減数	増減率
1 北海道	1,228	1,082	1,009	254	252	274	1,482	1,334	1,283	-51	-3.8%
2 青森県	307	296	284	165	155	150	472	451	434	-17	-3.8%
3 岩手県	163	167	175	127	135	119	290	302	294	-8	-2.6%
4 宮城県	169	169	115	104	88	79	273	257	194	-63	-24.5%
5 秋田県	68	59	58	81	76	76	149	135	134	-1	-0.7%
6 山形県	113	137	122	83	89	82	196	226	204	-22	-9.7%
7 福島県	346	283	269	164	144	147	510	427	416	-11	-2.6%
8 茨城県	25	25	30	116	101	91	141	126	121	-5	-4.0%
9 栃木県	151	122	161	2	1	32	153	123	193	70	56.9%
10 群馬県	65	58	40	27	26	33	92	84	73	-11	-13.1%
11 埼玉県	0	0	1	3	2	3	3	2	4	2	100.0%
12 千葉県	358	383	385	93	85	94	451	468	479	11	2.4%
13 東京都	0	0	0	37	33	31	37	33	31	-2	-6.1%
14 神奈川県	144	149	141	205	173	180	349	322	321	-1	-0.3%
15 新潟県	158	148	132	155	161	162	313	309	294	-15	-4.9%
16 富山県	58	59	63	94	90	82	152	149	145	-4	-2.7%
17 石川県	78	77	77	175	169	191	253	246	268	22	8.9%
18 福井県	109	103	95	7	8	9	116	111	104	-7	-6.3%
19 山梨県	71	45	60	35	32	33	106	77	93	16	20.8%
20 長野県	61	60	52	260	239	197	321	299	249	-50	-16.7%
21 岐阜県	335	331	347	121	96	102	456	427	449	22	5.2%
22 静岡県	378	341	377	161	142	125	539	483	502	19	3.9%
23 愛知県	137	129	126	84	79	69	221	208	195	-13	-6.3%
24 三重県	77	68	77	69	58	66	146	126	143	17	13.5%
25 滋賀県	14	11	9	32	30	32	46	41	41	0	0.0%
26 京都府	54	57	50	10	11	8	64	68	58	-10	-14.7%
27 大阪府	134	112	112	28	28	24	162	140	136	-4	-2.9%
28 兵庫県	271	245	239	15	21	13	286	266	252	-14	-5.3%
29 奈良県	17	12	10	2	3	5	19	15	15	0	0.0%
30 和歌山県	260	269	252	118	107	129	378	376	381	5	1.3%
31 鳥取県	6	7	4	46	48	47	52	55	51	-4	-7.3%
32 島根県	28	29	35	46	44	44	74	73	79	6	8.2%
33 岡山県	20	17	12	14	17	16	34	34	28	-6	-17.6%
34 広島県	221	292	447	125	119	96	346	411	543	132	32.1%
35 山口県	147	175	171	161	153	194	308	328	365	37	11.3%
36 徳島県	218	213	217	88	91	91	306	304	308	4	1.3%
37 香川県	145	125	128	36	33	33	181	158	161	3	1.9%
38 愛媛県	163	142	133	55	49	46	218	191	179	-12	-6.3%
39 高知県	134	126	143	55	63	70	189	189	213	24	12.7%
40 福岡県	46	50	54	70	64	68	116	114	122	8	7.0%
41 佐賀県	2	2	5	29	28	26	31	30	31	1	3.3%
42 長崎県	100	94	115	85	83	86	185	177	201	24	13.6%
43 熊本県	172	165	159	42	38	41	214	203	200	-3	-1.5%
44 大分県	238	237	252	63	61	70	301	298	322	24	8.1%
45 宮崎県	164	210	202	23	46	75	187	256	277	21	8.2%
46 鹿児島県	96	90	69	19	16	15	115	106	84	-22	-20.8%
47 沖縄県	97	200	176	122	93	104	219	293	280	-13	-4.4%
合計	7,346	7,171	7,190	3,906	3,680	3,760	11,252	10,851	10,950	99	0.9%

上位5県

下位5県

都道府県別免許外許可件数・へき地指定校数・5学級以下の学校数(公立中学校)



免許外許可件数

都道府県	免許外教科担任許可件数	へき地指定校数	5学級以下の学校数
北海道	1,009	226	204
青森	284	30	56
岩手	175	31	61
宮城	115	13	29
秋田	58	9	41
山形	122	6	17
福島	269	29	72
茨城	30	0	13
栃木	161	7	24
群馬	40	10	25
埼玉	1	0	12
千葉	385	2	30
東京	0	15	45
神奈川	141	1	13
新潟	132	34	63
富山	63	2	11
石川	77	3	18
福井	95	14	19
山梨	60	6	21
長野	52	19	42
岐阜	347	13	43
静岡	377	16	39
愛知	126	12	23
三重	77	16	32
滋賀	9	3	9
京都	50	8	27
大阪	112	0	7
兵庫	239	14	42
奈良	10	13	23
和歌山	252	16	49
鳥取	4	0	12
島根	35	30	45
岡山	12	9	33
広島	447	18	65
山口	171	9	50
徳島	217	10	25
香川	128	10	11
愛媛	133	15	35
高知	143	36	63
福岡	54	10	25
佐賀	5	7	21
長崎	115	50	70
熊本	159	19	42
大分	252	21	53
宮崎	203	15	48
鹿児島	69	93	107
沖縄	176	54	60

免許外教科担任の許可件数（教科別）

1. 中学校

教科	H26	H27	H28
国語	321	299	319
社会	311	271	297
数学	426	454	417
理科	247	211	198
音楽	84	96	99
美術	992	944	938
保健体育	410	409	397
保健	6	12	5
技術	2,096	2,114	2,146
家庭	2,264	2,189	2,181
職業	0	0	0
外国語	185	166	188
宗教	3	6	5
職業実習	1	0	0
職業指導	0	0	0
合計	7,346	7,171	7,190

許可件数上位5教科
家庭、技術、美術、
数学、保健体育

2. 高等学校

教科	H26	H27	H28
国語	55	39	42
地理歴史	253	229	242
公民	409	374	394
数学	170	136	127
理科	61	59	64
音楽	18	19	21
美術	37	36	38
工芸	59	57	60
書道	107	105	113
保健体育	96	100	108
保健	6	6	6
情報	1,261	1,208	1,248
家庭	129	153	152
看護	26	28	15
農業	166	159	159
工業	397	340	336
商業	159	152	145
水産	115	108	121
福祉	220	212	191
商船	0	0	1
外国語	144	143	157
宗教	10	9	12
看護実習	1	0	0
家庭実習	1	0	0
情報実習	0	0	0
農業実習	0	0	2
工業実習	2	1	1
商業実習	0	0	0
水産実習	1	1	1
福祉実習	0	0	0
商船実習	0	0	0
職業指導	3	6	4
合計	3,906	3,680	3,760

許可件数上位5教科
情報、公民、工業、
地理歴史、福祉